

## 第一 問

次の文章を読んで、後の設問に答えよ。

余りに単純で身もフタもない話ですが、過去は知覚的に見ることも、聞くことも、触ることもできず、ただ想起することができません。その体験的過去における「想起」に当たるものが、歴史的過去においては「物語り行為」であるというのが僕の主張にほかなりません。つまり、過去は知覚できないがゆえに、その「実在」を確証するためには、想起や物語り行為をもとにした「探究」の手続き、すなわち発掘や史料批判といった作業が不可欠なのです。

そこで、過去と同様に知覚できないにも拘らず、われわれがその「実在」を確信して疑われないものを取り上げましょう。それはミクロ物理学の対象、すなわち素粒子です。電子や陽子や中性子を見たり、触ったりすることはどんなに優秀な物理学者にもできません。素粒子には質量やエネルギーやスピンはありますが、色も形も味も匂いもないからです。われわれが見ることができません、霧箱や泡箱によつて捉えられた素粒子の飛跡にすぎません。それらは荷電粒子が通過してできた水滴や泡、すなわちミクロな粒子の運動のマクロな「痕跡」です。その痕跡が素粒子の「実在」を示す証拠であることを保証しているのは、量子力学を基盤とする現代の物理学理論にほかなりません。その意味では、素粒子の「実在」の意味は直接的な観察によつてではなく、間接的証拠を支えている物理学理論によつて与えられていると言ふことができます。逆に、物理学理論の支えと実験的証拠の裏づけなしに物理学者が「電子」なる新粒子の存在を主張したとしても、それが実在するとは誰も考えませんし、だいいち根拠が明示されなければ検証や反証のしようがありません。ですから、素粒子が「実在」することは背景となる物理学理論のネットワークと不即不離なのであり、それらから独立に存在主張を行うことは意味をなしません。

科学哲学では、このように直接的に観察できない対象のことを「理論的存在 (Theoretical entity)」ないしは「理論的構成体

(theoretical construct)」と呼んでいます。むろん理論的存在と言っても「理論的虚構」という意味はまったく含まれていないことに注意してください。それは知覚的に観察できないというだけで、れっきとした「存在」であり、少なくとも現在のところ素粒子のような理論的存在の実在性を疑う人はおりません。しかし、その「実在」を確かめるためには、サイクロトロンを始めとする巨大な実験装置と一連の理論的手続きが要求されます。ですから、見聞臭触によって知覚的に観察可能なものだけが「実在」という狭隘な実証主義は捨て去らねばなりません<sup>イ</sup>が、他方でその「実在」の意味は理論的「探究」の手続きと表裏一体のものであることも留意せねばなりません。

以上の話から、物理学に見られるような理論的「探究」の手続きが、「物理的事実」のみならず「歴史的事実」を確定するためにも不可欠であることにお気づきになったと思います。そもそも「歴史(History)」の原義が「探究」であったことを思い出してください。歴史的事実は過去のものであり、もはや知覚的に見たり聞いたりすることはできませんので、その「実在」を主張するためには、直接間接の証拠が必要とされます。また、歴史学においては史料批判や年代測定など一連の理論的手続きが要求されることもご存じのとおりです。その意味で、歴史的事実を一種の「理論的存在」として特徴づけることは、抵抗感はあるでしょうが、それほど乱暴な議論ではありません。

実際ポパーは、『歴史主義の貧困』の中で「社会科学の大部分の対象は、すべてではないにせよ、抽象的对象であり、それらは理論的構成体なのである(ある人々には奇妙に聞こえようが、「戦争」や「軍隊」ですら抽象的概念である。具体的なものは、殺される多くの人々であり、あるいは制服を着た男女等々である)」と述べています。同じことは、当然ながら歴史学にも当てはまります。歴史記述の対象は「もの」ではなく「こと」、すなわち個々の「事物」ではなく、関係の糸で結ばれた「事件」や「出来事」だからです。「戦争」や「軍隊」と同様に、「フランス革命」や「明治維新」が抽象的概念であり、それらが「知覚」ではなく、「思考」の対象であることは、さほど抵抗なく納得していただけるのではないかと思います。

「理論的存在」と言っても、ミクロ物理学と歴史学とは分野が少々かけ離れすぎておりますので、もっと身近なところ、歴史学のリンゼツ分野である地理学から例をとみましょう。われわれは富士山や地中海をもちろん目で見ることはできますが、同じ地球

上に存在するものでも、「赤道」や「日付変更線」を見ることはできません。確かに地図の上には赤い線が引いてありますが、太平洋を航行する船の上からも赤道を知覚的に捉えることは不可能です。しかし、船や飛行機で赤道や日付変更線を「通過」することは可能ですから、その意味ではそれらは確かに地球上に「実在」しています。その「通過」を、われわれは目ではなく六分儀などの「計器」によって確認します。計器による計測を支えているのは、地理学や天文学の「理論」にほかなりません。ですから赤道や日付変更線は、直接に知覚することはできませんが、地理学の理論によってその「実在」を保証された「理論的存在」と言うことができます。この「理論」を「物語り」と呼び換えるならば、われわれは歴史的存在事の存在論へと一歩足を踏み入れることとなります。

具体的な例を挙げましょう。仙台から平泉へ向かう国道四号線の近くに「衣川の古戦場」があります。ご承知のように、前九年の役や後三年の役の戦場となった場所です。僕も行つたことがあります。現在目に見えるのは草や樹木の生い茂った何もないただの野原にすぎません。しかし、この場所で行われた安倍貞任あべのさだとうと源義家の戦いがかつて「実在」したことをわれわれは疑いません。その確信は、言うまでもなく『陸奥話記』や『古今著聞集』をはじめとする文書史料の記述や『前九年合戦絵巻』などの絵画資料、あるいは武具や人骨などの発掘物に関する調査など、すなわち「物語り」のネットワークに支えられています。このネットワークから独立に「前九年の役」を同定することはできません。それは物語りを超越した理想的年代記作者、すなわち「神の視点」を要請することにほかならないからです。だいいち「前九年の役」というコシヨウこしやうそのものが、すでに一定の「物語り」のコンテクストを前提としています。つまり「前九年の役」という歴史的存在事はいわば「物語り負荷的」な存在なのであり、その存在性格は認識論的に見れば、素粒子や赤道などの「理論的存在」と異なるところはありませぬ。言い換えれば、歴史的出来事エの存在は「理論内在的」あるいは「物語り内在的」なのであり、フィクションといった誤解をあらかじめ防止しておくならば、それを「物語り的存在」と呼ぶこともできます。

(野家啓一『歴史を哲学する——七日間の集中講義』による)

〔注〕

○霧箱——水やアルコールの蒸気で過飽和の気体の中を荷電粒子が通過するとき、進路に沿って発生する霧滴によって、粒子の飛跡を観測する装置。

○泡箱——沸点以上に加熱された液体の中を荷電粒子が通過するとき、進路に沿って発生する微小な気泡によって、粒子の飛跡を観測する装置。

○サイクロトロン——荷電粒子を加速する円形の装置。原子核の人工破壊や放射性同位体の製造に利用する。

○ポパー——Karl Raimund Popper(一九〇二～一九九四)。イギリスの哲学者。

○六分儀——天体などの目標物の高度や角度を計測する器具。外洋を航行するとき現在地を知るためなどに用いる。

○安倍貞任——平安時代中期の武将(？～一〇六二)。

○『陸奥話記』——平安時代後期に書かれた軍記。

(一) 「その痕跡が素粒子の『実在』を示す証拠であることを保証しているのは、量子力学を基盤とする現代の物理学理論にほかなりません」(傍線部ア)とはどういうことか、説明せよ。

(二) 「『理論的虚構』という意味はまったく含まれていない」(傍線部イ)とはどういうことか、説明せよ。

(三) 『フランス革命』や『明治維新』が抽象的概念であり、それらが『知覚』ではなく、『思考』の対象であること(傍線部ウ)とはどういうことか、説明せよ。

(四) 「歴史的出来事」の存在は『理論内在的』あるいは『物語り内在的』なのであり、フィクションといった誤解をあらかじめ防止しておくならば、それを『物語りの存在』と呼ぶこともできます」(傍線部エ)とあるが、「歴史的出来事」の存在「はなぜ」物語りの存在」といえるのか、本文全体の論旨を踏まえた上で、一〇〇字以上一二〇字以内で説明せよ(句読点も一字と数える)。

(五) 傍線 a・b・c のカタカナに相当する漢字を楷書で書け。

a フタ      b リンセツ      c コシヨウ

## 第二 問

次の文章は『太平記』の一節である。美しい女房の評判を聞いた武蔵守 高師直は、侍従の局に仲立ちを依頼したが、すでに人妻となつてゐる女房は困惑するばかりであつた。これを読んで、後の設問に答えよ。

侍従歸りて、「かくこそ」と語りければ、武蔵守いと心を空に成して、「たび重ならば情けに弱ることもこそあれ、文をやりてみばや」とて、兼好と言ひける能書の遁世者をよび寄せて、紅葉襲の薄様の、取る手も燻ゆるばかりに焦がれたるに、言葉を尽くしてぞ聞こえける。返事遅しと待つところに、使ひ歸り来て、「御文をば手に取りながら、あけてだに見たまはず、庭に捨てられたるを、人目にかげじと、懐に入れ歸りまるつて候ひぬる」と語りければ、師直大きに氣を損じて、「いやいや物の用に立たぬものは手書きなりけり。今日よりその兼好法師、これへ寄すべからず」とぞ怒りける。

かかるところに薬師寺次郎左衛門公義、所用の事有りて、ふとさし出でたり。師直かたはらへ招いて、「ここに、文をやれども取つても見ず、けしからぬ程に気色つれなき女房のありけるをば、いかがすべき」とうち笑ひければ、公義「人皆岩木ならねば、いかなる女房も、慕ふに靡かぬ者や候ふべき。今一度御文を遣はされて御覽候へ」とて、師直に代はつて文を書きけるが、なかなか言葉はなくて、

返すさへ手や触れけんと思ふにぞわが文ながらうちも置かれず

押し返して、仲立ちこの文を持ちて行きたるに、女房いかが思ひけん、歌を見て顔うちあかめ、袖に入れて立ちけるを、仲立ちさてはたよりあしからずと、袖をひかへて、「さて御返事はいかに」と申しければ、「重きが上の小夜衣」とばかり言ひ捨てて、内へ紛れ入りぬ。暫くあれば、使ひ急ぎ歸つて、「かくこそ候ひつれ」と語るに、師直うれしげにうち案じて、やがて薬師寺をよび寄せ、「この女房の返事に、『重きが上の小夜衣』と言ひ捨てて立たれると仲立ちの申すは、衣・小袖をととのへて送れとにや。そ

の事ならば、いかなる装束なりとも仕立てんずるに、いと安かるべし。これは何と言ふ心ぞ」と問はれければ、公義「いやこれはさやうの心にては候はず、新古今の十戒じゅうかいの歌に、

さなきだに重きが上の小夜衣わがつまならぬつまな重ねぞ

と言ふ歌の心を以つて、人目ばかりを憚おそり候ふものぞとこそ覚えて候へ」と歌の心を釈しければ、師直大きに悦よろこんで、「ああ御辺ごへんは弓箭ゆみやの道のみならず、歌道にさへ無双の達人なりけり。いで引出物せん」とて、金作かねつくりりの丸鞆まるたもとの太刀たち一振り、手づから取り出だして薬師寺にこそ引かれけれ。兼好が不祥、公義が高運、栄枯一時に地をかへたり。

〔注〕 ○兼好——兼好法師。『徒然草』の作者。

○紅葉襲の薄様——表は紅、裏は青の薄手の紙。

○薬師寺次郎左衛門公義——師直の家来で歌人。

○仲立ち——仲介役の侍従。

○小夜衣——着物の形をした寝具。普通の着物よりも大きく重い。

○十戒の歌——僧が守るべき十種の戒律について詠んだ歌。

○丸鞆——丸く削った鞆。

設問

- (一) 傍線部ア・イ・ウを現代語訳せよ。
- (二) 「さやうの心」(傍線部エ)とは、何を指しているか、説明せよ。
- (三) 「人目ばかりを憚り候ふものぞ」(傍線部オ)とあるが、公義は女房の言葉をどう解釈しているか、説明せよ。



第三問

次の文章は、宋の王安石が人材登用などについて皇帝に進言した上書の一節である。これを読んで、後の設問に答えよ。ただし、設問の都合で送り仮名を省いたところがある。

先王之為<sup>をさむルヤ</sup>天下<sup>ヲ</sup>、不<sup>シテ</sup>患<sup>ハ</sup>人之不<sup>ルヲ</sup>為<sup>なサ</sup>而患<sup>ハ</sup>人之不<sup>ルヲ</sup>能<sup>ハ</sup>、不<sup>シテ</sup>患<sup>ハ</sup>人之不<sup>ルヲ</sup>能<sup>ハ</sup>而患<sup>ハ</sup>己之不<sup>ルヲ</sup>勉<sup>ム</sup>。

何謂<sup>ヨカフ</sup>下<sup>フ</sup>不<sup>シテ</sup>患<sup>ハ</sup>人之不<sup>ルヲ</sup>為<sup>なサ</sup>而患<sup>ハ</sup>人之不<sup>ルヲ</sup>能<sup>ハ</sup>。人之情<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>願<sup>フ</sup>得<sup>ルヲ</sup>者<sup>ハ</sup>、善

行・美名・尊爵<sup>b</sup>・厚利也。而先王能操<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>臨<sup>ム</sup>天下之士<sup>ニ</sup>。天下之士、

有<sup>レ</sup>能<sup>ク</sup>遵<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>治<sup>ム</sup>者<sup>ハ</sup>、則<sup>チ</sup>悉<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>願<sup>フ</sup>得<sup>ルヲ</sup>者<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>与<sup>フ</sup>之<sup>ニ</sup>。士<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>已<sup>ム</sup>矣<sup>c</sup>。

苟<sup>シクモ</sup>能<sup>ク</sup>、則<sup>チ</sup>孰<sup>カ</sup>肯<sup>ハ</sup>舍<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>願<sup>フ</sup>得<sup>ルヲ</sup>而<sup>シテ</sup>不<sup>ニ</sup>自<sup>ラ</sup>勉<sup>メ</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ラ</sup>才<sup>ト</sup>。故<sup>ニ</sup>曰<sup>ハク</sup>、不<sup>レ</sup>患<sup>ハ</sup>人之

不<sup>ルヲ</sup>為<sup>サ</sup>、患<sup>ハ</sup>人之不<sup>ルヲ</sup>能<sup>ハ</sup>。

何謂<sup>ヲカ</sup>下<sup>フ</sup>不<sup>シテ</sup>患<sup>ヘ</sup>人<sup>ノ</sup>之<sup>ハ</sup>不<sup>ル</sup>能<sup>ハ</sup>而<sup>モ</sup>患<sup>フト</sup>中<sup>ニ</sup>己<sup>ノ</sup>之<sup>ハ</sup>不<sup>ル</sup>勉<sup>ム</sup>。先王之法、所<sup>ド</sup>以<sup>テ</sup>待<sup>ル</sup>人者<sup>ハ</sup>尽<sup>ス</sup>矣。自<sup>リ</sup>非<sup>ズ</sup>下<sup>ニ</sup>愚<sup>ニシテ</sup>不<sup>ル</sup>可<sup>カ</sup>移<sup>ル</sup>之才<sup>ニ</sup>、未<sup>ダ</sup>有<sup>ラ</sup>不<sup>ル</sup>能<sup>ハ</sup>赴<sup>ク</sup>者<sup>ニ</sup>也。然<sup>リ</sup>而<sup>シテ</sup>不<sup>レ</sup>下<sup>ニ</sup>謀<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>至<sup>ス</sup>誠惻怛<sup>ソクダツ</sup>之心<sup>ヲ</sup>力行<sup>シテ</sup>而先<sup>ン</sup>之<sup>ニ</sup>、未<sup>ダ</sup>有<sup>ラ</sup>能<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>至<sup>ス</sup>誠惻怛<sup>ソクダツ</sup>之心<sup>ヲ</sup>力行<sup>シテ</sup>而應<sup>ズ</sup>之<sup>ニ</sup>者<sup>上</sup>也。故<sup>ニ</sup>曰<sup>ハク</sup>、不<sup>シテ</sup>患<sup>ヘ</sup>人<sup>ノ</sup>之<sup>ハ</sup>不<sup>ル</sup>能<sup>ハ</sup>而患<sup>フト</sup>中<sup>ニ</sup>己<sup>ノ</sup>之<sup>ハ</sup>不<sup>ル</sup>勉<sup>ム</sup>。

(『新刻臨川王介甫先生文集』による)

〔注〕 ○先王——古代の帝王。

○下愚不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>移之才——『論語』陽貨篇に「上知と下愚とは移らず(きわめて賢明な者ときわめて愚かな者は、何によつても変わらない)」とあるのにもとづく。

○惻怛——あわれむ、同情する。

設問

(一) 傍線部 a・b・c の意味を現代語で記せ。

(二) 「所以待<sub>レ</sub>人者尽矣」(傍線部 d) を平易な現代語に訳せ。

(三) 「不<sub>レ</sub>謀之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>至誠惻怛之心<sub>レ</sub>力行而先<sub>レ</sub>之、未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>能以<sub>レ</sub>至誠惻怛之心<sub>レ</sub>力行而応<sub>レ</sub>之者<sub>上</sub>也」(傍線部 e) とは、誰がどうすべきだということか、わかりやすく説明せよ。